

福祉サービス第三者評価
を受審してみませんか？

- サービス向上への積極的な取組でアピールできます
- 受審後 約90%の事業者が『強みや課題などへの気づきがあった』と回答
- 利用者・地域との信頼関係の構築に役立ちます

横浜市福祉サービス第三者評価

受審料補助制度

先着順

【補助内容】

- ◆ 評価機関に支払う受審料※の1/2（最大30万円）を補助
※消費税相当額を除く
- ◆ 対象は横浜市内福祉事業者（高齢・障害・保護分野）
- ◆ 申請様式等はWebページでご確認ください

お問合せ：横浜市健康福祉局企画課

電話：045-671-3662 FAX：045-664-4739

Eメール：kf-kikaku@city.yokohama.jp

横浜市第三者評価事業Webページはこちら→

